

科目名	物権法	科目分類	■専門科目群 □総合科目群		
			法律学科	□必修 ■選択	
			国際学科	□必修 ■選択	
英文表記	Law of Property	開講年次	□1年 ■2年 □3年 □4年		
		開講期間	□前期 □後期 ■通年 □集中		
ふりがな	おにつか たかまさ	実務家教員担当科目	○	修得単位	4単位
担当者名	鬼塚 隆政	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用		
授業のテーマ	物権法についての仕組みを学び、各種法律系試験に合格する知識を修得する。				
到達目標	物権の特徴・効力・変動の仕組みについて、債権と比較しながら説明することができる。各種担保物権について理解し、具体的事案で適切な担保設定の判断ができる。				
授業概要	<p>本科目では、私有財産制の根底である所有権をはじめとした物権について学修する。現代資本主義社会で社会人として暮らすにあたり、物権法の知識は大変重要です。特に担保物権は、金融機関就職者にとって必須知識です。</p> <p>さらに、公務員試験、国家試験等でもよく出題される分野です。基本テキストの内容を中心として講義を進めますが、適宜、不良債権が社会問題だった時代に地方銀行で経験した担保取得・管理・処分に関する実務の話もまじえて説明し、リアルなイメージを抱ける授業を行います。</p> <p>判例についても、適宜とりあげます。</p>				
授業計画					
第1回	ガイダンス	第17回	担保物権の意義・種類・効力		
第2回	各種の物権の概要と分類、物件の意義・性質	第18回	抵当権① 設定、対抗要件、効力の及ぶ範囲		
第3回	物権の効力	第19回	抵当権② 優先弁済的効力と担保不動産競売		
第4回	物権の目的 物権法定主義	第20回	抵当権③ 処分、共同抵当		
第5回	所有権	第21回	抵当権④ 物上代位権の行使、不動産収益執行		
第6回	相隣関係、所有権の原始取得	第22回	抵当権⑤ 抵当権侵害、根抵当権		
第7回	所有者不明土地	第23回	質権（動産質、不動産質、権利質）		
第8回	用益物権（地上権、永小作権、地役権）	第24回	先取特権		
第9回	占有権① 意義	第25回	代理受領、振込指定		
第10回	占有権② 効果	第26回	仮登記担保		
第11回	物権変動	第27回	譲渡担保① 意義、対抗要件、効力		
第12回	不動産物権変動の公示	第28回	譲渡担保② 第三者との関係、私的実行		
第13回	動産物権変動の公示と即時取得	第29回	集合動産譲渡担保、集合債権譲渡担保		
第14回	明認方法	第30回	所有権留保		
第15回	物権の消滅	第31回	全体のまとめ		
第16回	前期定期試験	第32回	後期定期試験		
授業時間外の学習	<p>次回の授業範囲を予習（1.5時間程度）し、大まかな内容を把握する。</p> <p>講義の翌日に復習（1.5時間程度）し、理解できていない部分については、次回の授業で質問する。</p> <p>なお、随時確認テストを行います。</p>				
履修条件 受講のルール	<p>1年次の「民法総則」を履修済であることがのぞましい。</p> <p>適宜資料をポータルサイトで配布します。毎回ポータルサイトを確認してください。</p>				

	レポートは、ワープロで作成のうえ指定の方法で指定期限までに提出されたもののみ受付けます。手書き不可。
テキスト	生熊長幸「物権法 第2版」三省堂 生熊長幸「担保物権法 第2版」三省堂 六法は必須（「デイリー六法」（三省堂）等コンパクトなもので可）
参考文献・資料	内田貴他「民法判例集 総則・物件[第2版]」有斐閣 内田貴他「民法判例集 担保物件・債権総論[第3版]」有斐閣 角紀代恵「はじめての担保物権法[第2版]」有斐閣
成績評価の方法	期末試験50% レポート40% 授業中の態度10% 上記評価項目を基にして総合的に判断します。 出席確認時に不在だった場合及び無許可で途中退室した場合、原則としてその回は欠席とします。 ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は、試験を受けることができません。
オフィスアワー	講義の時間以外いつでも可 なお、常時国家試験等センターにいます。
成績評価の基準	秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	銀行本部で融資・預金・経営に関する法務担当業務を経験しました。 銀行の不良債権が社会問題となった時代には、回収担当部署で競売申立や、破産・民事再生等法的整理手続への対応を行ってきました。 これらの経験を関係する箇所でお話して、リアルなイメージのいただける講義を行います。
学生へのメッセージ	このシラバスを見て難しそうと思った諸君、文字でみるほど難しいものではありません。 ゲームやスポーツをするとき、まずルールを覚えると思います。 民法は社会生活の基本ルール。 生活や仕事をするうえで必要であり、これを知っているのと知らないのでは大きな差がでます。 民法を学んで、よりよく社会を生き抜こう！！